

ご契約に際して

■年金払特約(06)について

- 年金払特約(06)を付加することにより、保険金などの全部または一部を年金でお受取りになることができます。
- ＜「生活障害保障型通減定期保険特約のみに付加する特則」について＞
- 主契約に生活障害保障型通減定期保険特約が付加されており、かつ、ご契約者が法人の場合は、「生活障害保障型通減定期保険特約のみに付加する特則」を適用することができます。この特則を適用することにより、生活障害保障型通減定期保険特約の保険金などの全部または一部を年金でお受取りいただけます。
- 年金は3・4・5・10年の確定年金定額型からお選びいただけます。
- この特則を適用した場合、主契約および主契約に付加されるその他の特約には年金払特約(06)を付加することはできません。

この特約の年金額はご契約時に定まるものではありません。将来お受取りになる年金額は年金基金設定日時点の基礎率など(予定利率、予定死亡率など)にもとづいて計算され算出されるものです。

■年金払移行特約について

- 保険料払込期間満了後、年金払移行特約を中途付加することにより一生涯の保障に代えて、主契約の全部または一部を年金払に移行することができます。
- 年金は10年保証期間付終身年金定額型および増増型、5・10・15・20年の定額型の確定年金からお選びいただけます。

この特約の年金額はご契約時に定まるものではありません。将来お受取りになる年金額は年金支払開始日時点の基礎率など(予定利率、予定死亡率など)にもとづいて計算され算出されるものです。

■払いもどし金について

- 主契約および非更新型定期保険特約を解約された場合、払いもどし金がある場合は払いもどし金をお支払いします。
- 生活障害保障型通減定期保険特約の払いもどし金はありません。

■高額割引制度について

- ご契約の主契約の保険金額またはご契約の総保険金額がアクサ生命所定の金額を上回る場合、保険料の高額割引制度が適用され、保険料が割引されます。
- 主契約、生活障害保障型通減定期保険特約、非更新型定期保険特約に適用されます。

- 保険金などをお支払いしない場合などの制限事項について、詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。
- この保険には、保険料の立替および払済定期保険への変更のお取扱いがあります。
- この保険には、満期保険金・契約者配当金はありません。

- ご契約の際には、「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報・その他重要なお知らせ)」 「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報・その他重要なお知らせ)」 「ご契約のしおり・約款」は、ご契約についての大切な事項、必要な保険の知識などについてご説明しています。必ずご一読のうえ、大切に保管してください。

- 保険種類をお選びいただく際には、「保険種類のご案内」をご覧ください。

この保険は「保険種類のご案内」に記載されている終身保険です。「保険種類のご案内」はアクサ生命の社員またはもよりの営業店にご請求ください。

●生命保険募集人について

アクサ生命の担当者(生命保険募集人)は、お客さまとアクサ生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対してアクサ生命が承諾したときに有効に成立します。

●この保険の販売資格について

この保険の販売資格などに関しまして確認をご希望の場合には、カスタマーサービスセンター(TEL:03-6757-0310 受付時間:9:00~17:00 土・日・祝日、年末年始のアクサ生命休業日を除く)までご連絡ください。



アクサ生命は環境負荷の軽減を目指し、CO₂削減に努めています。

古紙パルプ配合率80%再生紙を使用



アクサ生命保険株式会社

〒108-8020 東京都港区白金1-17-3
TEL 03-6737-7777 (代表)

www.axa.co.jp/

お問合せ先・担当者

Form No.0T0104(10.1) AXA-A1-1712-1857/9F7 2018.01.01



在任中から勇退後まで
経営者を手厚くサポートします。

企業経営
サポートシリーズ

アクサの
一生保障
の終身保険

98定期付終身保険

契約年齢：5歳～80歳



98歳満了非更新型定期保険特約付無配当終身保険

以下の保障を希望されるお客さまにおすすめの保険です。

主契約
特約

死亡

資金準備

事業保障

死亡

傷害

介護

事業保障

2018.01

会社と経営者ご自身の安心のために 在任中のリスクやご勇退に向けての備えは万全でしょうか。



在任中

「経営リスク」への備え

万一の事態から会社を守る。

事業保障資金

経営者は会社の「顔」。経営者に万一のことがあった場合、売上の減少や信用低下による資金繰りの悪化など起きるリスクがあります。そのような事態となったときに対応できる事業保障資金が必要になります。

■ 事業保障資金の目安額

万一のとき会社を守るために必要な資金は、債務を返済したうえで、売上がゼロでも一定期間、役員・従業員の給与を払い続けることができる金額が目安となります。

法人税など*

・短期借入金
・買掛金
・支払手形 など



役員・従業員の年間給与

* 法人が受取った死亡保険金は雑収入として法人税の課税対象となる場合があります。また、債務の返済は損金としては扱われないため、死亡保険金を債務の返済に充てる場合は、税金を考慮する必要があります。

死亡退職金・弔慰金

死亡退職金や弔慰金をご遺族の生活資金や相続税の納税資金として活用できます。

■ 死亡退職金の目安額

最終報酬月額



役員在任年数



功績倍率
(2~3倍*)

* 社長の場合。

■ 弔慰金の目安額

業務上の死亡…

最終報酬月額



36ヵ月分

業務外の死亡…

最終報酬月額



6ヵ月分

不測の事態に備える資金

得意先のアクシデントや市場環境の悪化など、経営環境は急激に変化することがあります。そのような場合でも、会社経営に影響が出ないように運転資金を確保するための備えが必要です。

ご勇退

「役員退職慰労金」の準備

経営者の未来を支える。

役員退職慰労金

役員退職慰労金は、経営者のこれまでの重責や功績に報いる功労金であり、勇退後のセカンドライフを豊かなものにするための資金となります。いざ勇退するとき、経営環境や業績などに左右されずに受取ることができるよう、また、多額な役員退職慰労金の支払いにより経営が圧迫されないよう、計画的に準備することが肝要です。

役員退職慰労金の適正額は？

一般的には、以下のような金額が役員退職慰労金の目安と考えられています。

■ 役員退職慰労金の目安額

最終報酬月額



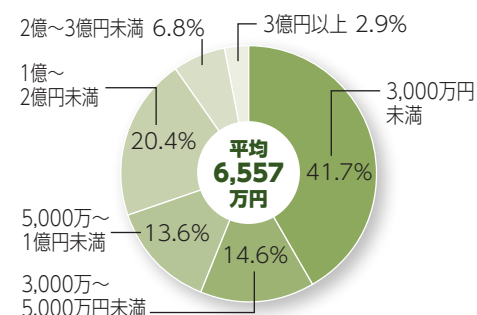
役員在任年数



功績倍率(2~3倍*)

* 社長の場合。

■ 社長の退職慰労金予定額



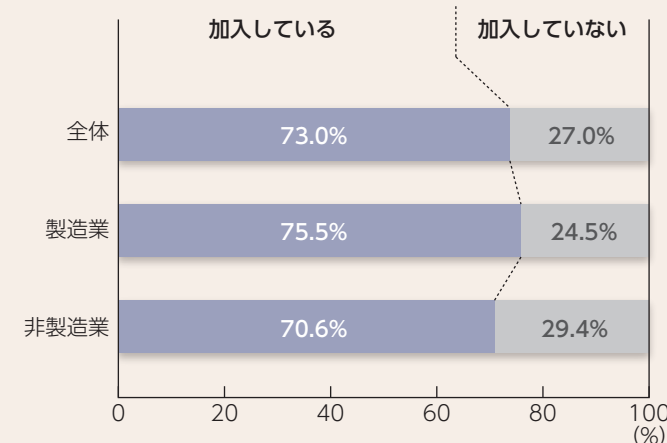
(注)「わからない」を除く。

出典：セールス手帖社保険FPS研究所「平成28年 企業経営と生命保険に関する調査」

多くの経営者は、こうした備えに生命保険を活用しています。

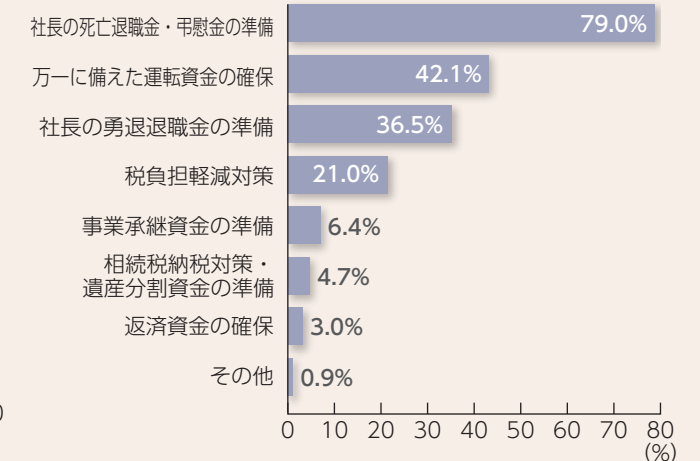
約7割の経営者が法人契約の生命保険に加入しています。

■ 社長の生命保険加入の有無(法人契約)



(注)「わからない」を除く。

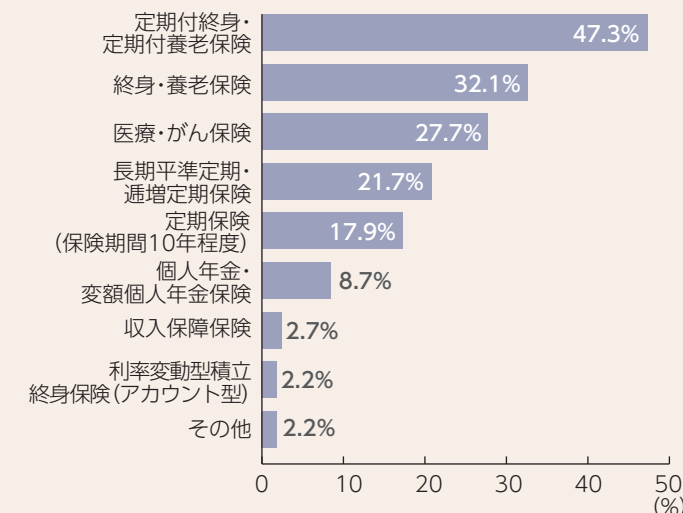
■ 社長の生命保険加入目的(法人契約)



(注) ① 複数回答。 ② 「わからない」を除く。

もっとも多くの経営者が加入しているのは「定期付終身保険」です。

■ 社長が加入している保険種類(法人契約)



(注) ① 複数回答。 ② 「わからない」を除く。

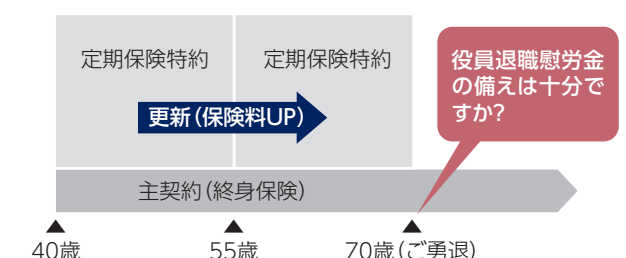
「定期付終身保険」とは…

一生涯の保障が続く「終身保険(主契約)」と、一定期間のみ保障される「定期保険特約」が組み合わせられた保険です。なかでも、特約部分の契約を更新するタイプの「更新型」が一般的です。

〈定期付終身保険(更新型)の特徴〉

- 特約部分の保障期間が短いので、割安な保険料で一定期間高額の保障を得られます。
- 特約部分は、更新ごとに保険料が上がります。
- 特約部分は、多くの場合は払いもどし金が少ないです。

【イメージ図】



上記データの出典：セールス手帖社保険FPS研究所「平成28年 企業経営と生命保険に関する調査」

会社を守りながら、ご勇退後のセカンドライフをより豊かなものにするために。

在任中

「経営リスク」への備え

万一の事態から会社を守る。

事業保障資金／死亡退職金・弔慰金

- 非更新型定期保険特約は**98歳までの長期保障**です。
長く現役を続けられても安心です。
- 死亡保険金・高度障害保険金**を経営の存続に必要な資金としてご活用いただけます。

※死亡保険金、高度障害保険金は重複してお支払いすることはありません。また、高度障害保険金をお支払いしたときは、高度障害保険金のお支払事由に該当されたときからご契約は消滅し、以後の保障はなくなります。

不測の事態に備える資金

- 解約時払いもどし金**を、急な資金ニーズにご活用いただくことが可能です。
※解約されると以後の保障はなくなります。
- 所定の条件を満たせば、保障はそのままにして資金を調達できる「**契約者貸付制度**」がご利用いただけます。

法人ならではのメリットも！

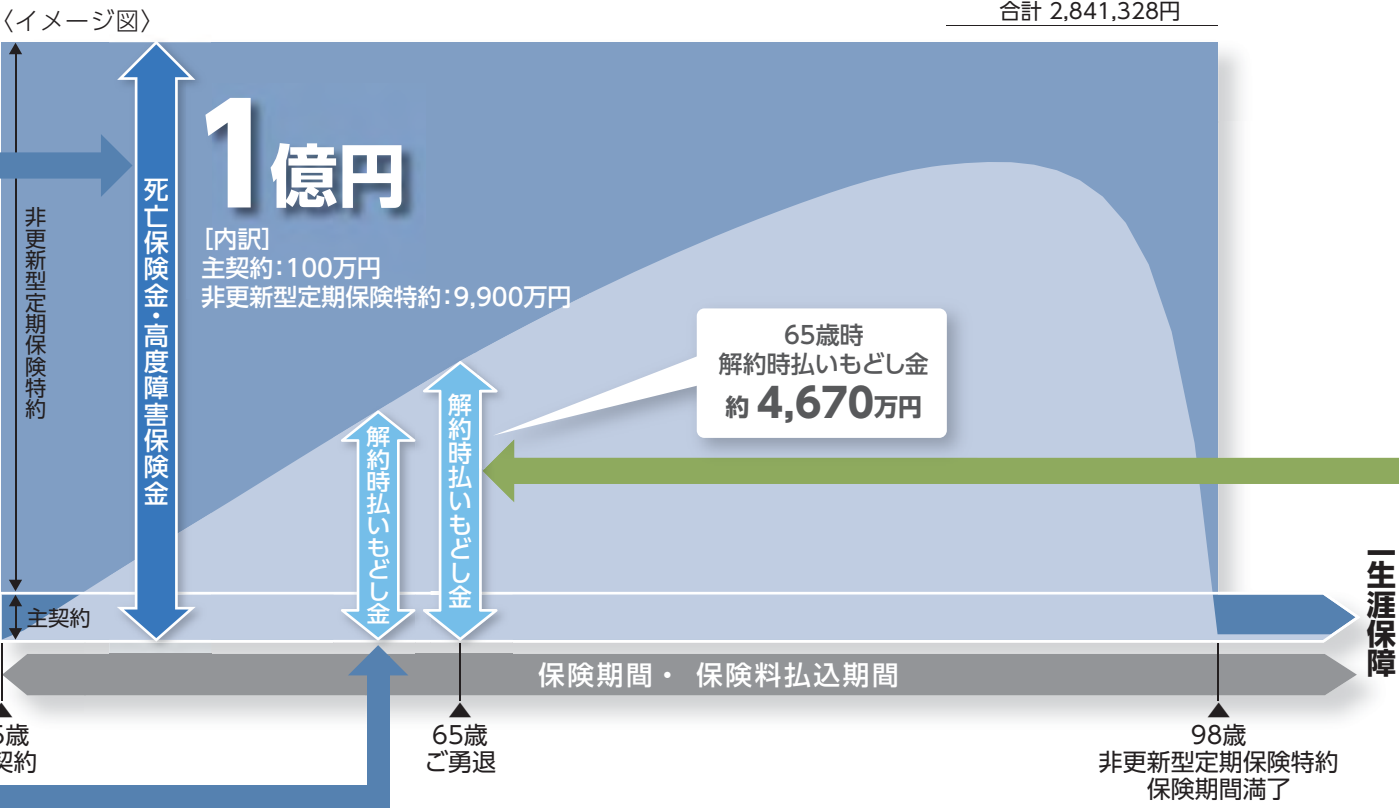
法人契約の場合、
非更新型定期保険特約部分の保険料は
2分の1を損金として
取扱うことができます。

※全期払（保険期間と保険料払込期間が同じ）の場合に限ります。
※詳しくは12ページをご覧ください。

記載の税務についてのお取扱い、は、2017年10月現在の税制にもとづいた一般的なお取扱いをご案内しているものであり、実際のお取扱いとは異なる場合があります。また、このお取扱い、は、将来変更される可能性があります。個別の税務などについて、詳しくは、所轄の税務署などに必ずご確認ください。

【ご契約例】 98歳満了非更新型定期保険特約付無配当終身保険
ご契約者：法人 被保険者：経営者（45歳・男性） 保険金の受取人：法人

主契約・特約	保険期間・保険料払込期間	保険金額	年払保険料
無配当終身保険	終身	100万円	31,807円
非更新型定期保険特約	98歳満了	9,900万円	2,809,521円
		合計 2,841,328円	



■ 上記ご契約の推移表

経過年数	年齢	支払保険料累計 A	解約時払いもどし金額 B	返戻率 B÷A	損金算入額 C	税軽減効果額累計 D=(C×実効税率)の累計	実質負担額 E=A-D	実質返戻率 B÷E	資産計上額累計	解約時払いもどし金額と 資産計上額累計の差額
1年	46歳	2,841,328円	1,613,300円	56.7%	1,404,760円	474,808円	2,366,520円	68.1%	1,436,568円	176,732円
2年	47歳	5,682,656円	4,094,500円	72.0%	1,404,760円	949,616円	4,733,040円	86.5%	2,873,136円	1,221,364円
3年	48歳	8,523,984円	6,545,800円	76.7%	1,404,760円	1,424,424円	7,099,560円	92.2%	4,309,704円	2,236,096円
4年	49歳	11,365,312円	8,987,000円	79.0%	1,404,760円	1,899,232円	9,466,080円	94.9%	5,746,272円	3,240,728円
5年	50歳	14,206,640円	11,398,300円	80.2%	1,404,760円	2,374,040円	11,832,600円	96.3%	7,182,840円	4,215,460円
7年	52歳	19,889,296円	16,180,800円	81.3%	1,404,760円	3,323,656円	16,565,640円	97.6%	10,055,976円	6,124,824円
10年	55歳	28,413,280円	23,224,600円	81.7%	1,404,760円	4,748,080円	23,665,200円	98.1%	14,365,680円	8,858,920円
15年	60歳	42,619,920円	35,117,200円	82.3%	1,404,760円	7,122,120円	35,497,800円	98.9%	21,548,520円	13,568,680円
20年	65歳	56,826,560円	46,700,200円	82.1%	1,404,760円	9,496,160円	47,330,400円	98.6%	28,731,360円	17,968,840円
25年	70歳	71,033,200円	56,783,500円	79.9%	1,404,760円	11,870,200円	59,163,000円	95.9%	35,914,200円	20,869,300円
30年	75歳	85,239,840円	65,718,000円	77.0%	1,404,760円	14,244,240円	70,995,600円	92.5%	43,097,040円	22,620,960円
35年	80歳	99,446,480円	73,335,100円	73.7%	4,788,956円	21,193,716円	78,252,764円	93.7%	36,743,096円	36,592,004円
40年	85歳	113,653,120円	78,850,000円	69.3%	4,788,956円	29,287,051円	84,366,069円	93.4%	27,004,956円	51,845,044円
45年	90歳	127,859,760円	79,544,400円	62.2%	4,788,956円	37,380,386円	90,479,374円	87.9%	17,266,816円	62,277,584円
50年	95歳	142,066,400円	62,842,100円	44.2%	4,788,956円	45,473,721円	96,592,679円	65.0%	7,528,676円	55,313,424円
53年	98歳	150,590,384円	934,500円	0.6%	4,788,977円	50,329,729円	100,260,655円	0.9%	1,685,771円	-751,271円

※実質返戻率は、解約時払いもどし金のお受取りにより生じる課税関係について考慮していません。
※経過年数とはご契約日から起算した年数です。各数値は年単位の保険料が全額払込まれたことを前提とし、各保険年度の最後の日を基準に計算しています。保険年度は、ご契約日からその日を含めて満1ヵ年が第1保険年度、以下順次、第2保険年度、第3保険年度となります。また、数値に端数が発生した場合は表示単位未満を切捨て（資産計上額累計については切上げて）表示しています。
※解約されると以後の保障はなくなります。
※非更新型定期保険特約部分の解約時払いもどし金額は、非更新型定期保険特約の保険期間満了時に0円となります。
※上記ご契約の推移表は、「法人税基本通達9-3-4、9-3-5、9-3-6」、および「平成20年2月28日付課法2-3 課審5-18」が適用されたものとして計算しています。

ご勇退

「役員退職慰労金」の準備

経営者の未来を支える。

役員退職慰労金

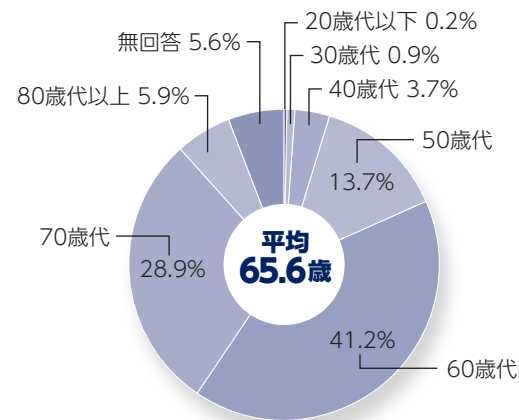
- 解約時払いもどし金**を役員退職慰労金の財源としてご活用いただけます。
※解約されると以後の保障はなくなります。
- ご契約者を経営者個人へ変更し、経営者ご自身のための保障にすることができます。
- その後は、「**払済終身保険**」へ変更し、保険料のご負担なく**保障を継続**することや、**一生涯の保障に代えて年金として受取る**こともできます。
- ※払済終身保険へ変更をされた場合、保険金額は変更前より小さくなります。
- ※詳しくは11ページをご覧ください。

突然「働けない状態」になったときに起きる「生存承継」。在職中の「就業不能」は重大なリスクとなります。

生存承継とは、経営者の退任理由が健康上の理由による「就業不能」(病気やケガ、要介護状態などで働けない状態)のときに行われる事業承継のことをいいます。

高齢になっても働き続ける経営者は多くいますが、健康なうちに事業承継ができるとは限りません。

■ 事業承継時の先代経営者の年齢



出典：独立行政法人 中小企業基盤整備機構「事業承継実態調査 報告書」(平成23年3月)

■ 高齢になるとともに高まる健康面のリスク

(平均寿命と健康寿命の差(平成25年))



健康寿命とは

健康上の問題で日常生活に制限がない期間の平均を試算したもの、つまり長い人生のうちの「健康でいられる期間」のことです。平均寿命と健康寿命との差は、「不健康な期間」であり、この期間には医療費用や介護費用がかかると考えられます。

*1 0歳時における平均余命

*2 出典：厚生労働省「平成25年 簡易生命表」

*3 出典：厚生労働科学研究費補助金「健康寿命の指標化に関する研究(健康日本21(第二次)等の健康寿命の検討)(平成27年度分担研究報告書)」

多くの経営者は、経営者自身が病気やケガ、要介護状態などによって「就業不能」となった場合、事業の存続に不安を抱えています。

■ 脳卒中と急性心筋梗塞の総患者数

脳卒中 104.0万人*4
急性心筋梗塞 3.3万人

*4 くも膜下出血、脳内出血、脳梗塞の総患者数の合計

出典：厚生労働省「平成26年 患者調査」

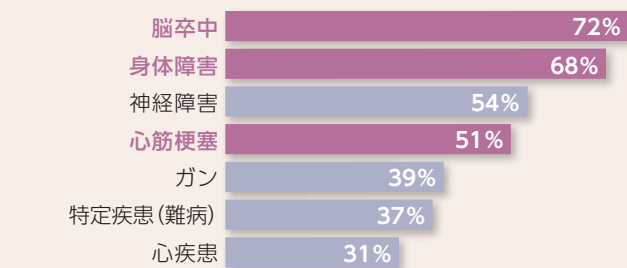
■ 要介護(要支援)認定者数

2000年度 約256万人
2015年度 約620万人
15年間で約2.4倍

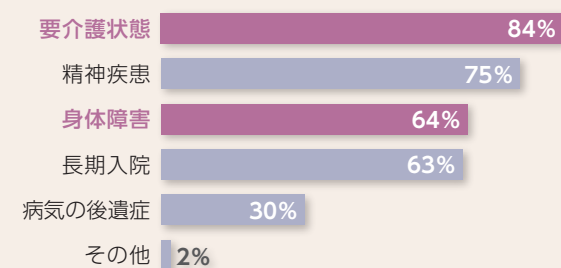
出典：厚生労働省「介護保険事業状況報告(年報)」

経営者へのアンケート調査

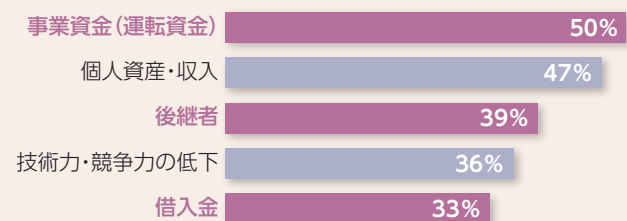
■ 就業不能になると思う疾病・ケガ(複数回答)



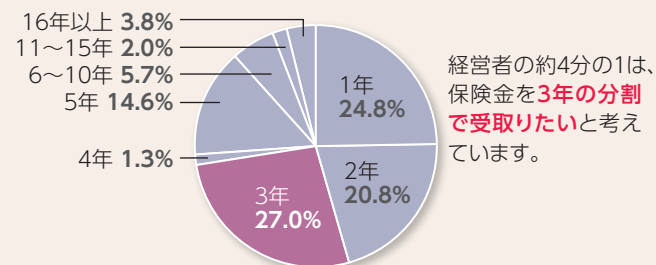
■ 就業不能になると思う事象(複数回答)



■ 就業不能に関する不安事項(複数回答)



■ 就業不能となった場合、事業存続のために、保険金を分割払いで受取るとき、何年間にわたって受取りたいか。



出典：アクサ生命保険株式会社「中小企業オーナーに対する意識調査」(2012年1月)

調査方法：インターネット調査／調査地域：全国／サンプル数：900／調査対象者：従業員数100人未満の中小企業オーナー(40歳以上70歳未満)

在任中

「就業不能リスク」への備え

後継者の未来を支える。

経営安定化のための資金

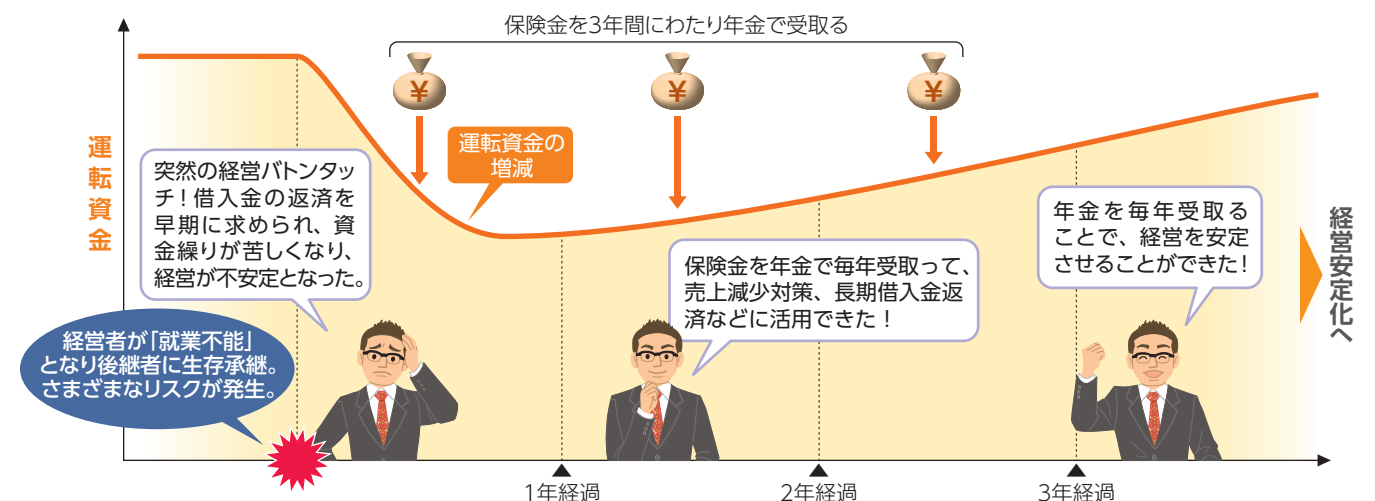
経営者が病気やケガ、要介護状態などによって「就業不能」になり長期不在となった場合、会社経営においてさまざまなリスクが発生します。「生存承継」により後継者が会社経営を引き継ぎ、経営状況を安定化させるまでには複数年かかる場合もあります。

会社経営におけるリスク

- 売上の減少による経営悪化のリスク
- 信用低下により資金繰りが悪化するリスク
- 信用低下により取引先が減少するリスク
- 迅速かつ的確な経営判断ができないリスク

経営者が「就業不能」になったとき、保険金を複数年にわたって受取り、経営安定化のための資金として活用することで、これらのリスクの回避が可能となります。

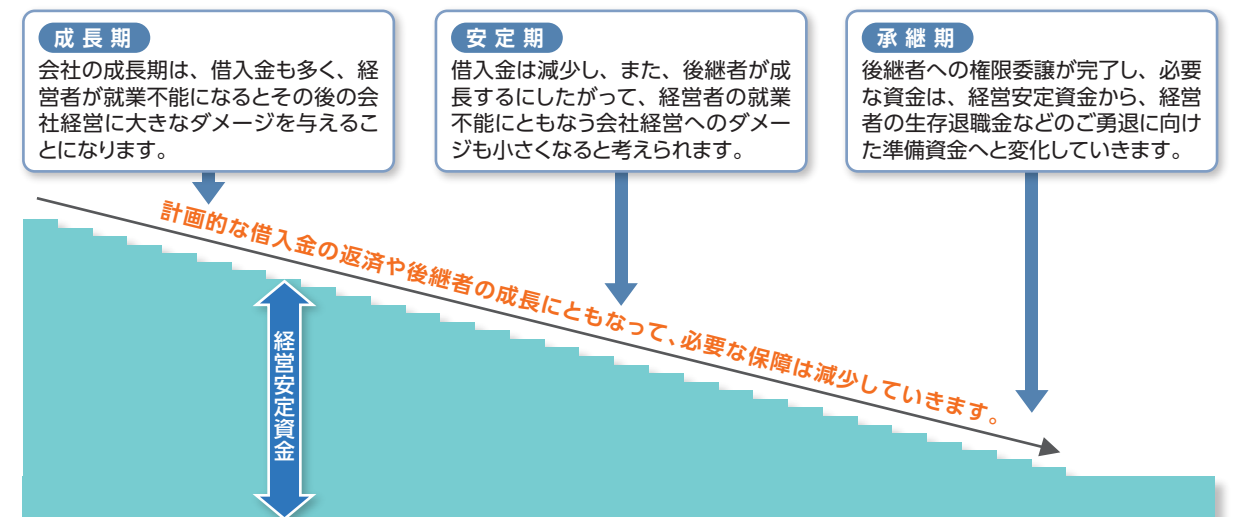
■ 保険金を3年間にわたり年金で受取る場合のイメージ



■ 経営安定資金の必要額

経営安定資金の必要額は、会社や後継者が成長するにしたがって変化していき、借入金が増えると必要額も少なくなります。就業不能リスクに備える保障の大きさは、会社や後継者の成長にあわせると合理的です。

<イメージ図>



アクサ生命の「就業不能保障プラス」なら、経営安定資金の必要額の変化にあわせた合理的な保障を得られます。

次のページでおすすめプランをご紹介します。→

経営者の「万一の事態」と「就業不能」に備えながら、「勇退後のための資金」も築くことができるプランです。

アスカの
一生保障の終身保険

98定期付終身保険

就業不能保障プラス

生活障害保障型通減定期保険特約

在任中「就業不能リスク」「経営リスク」への備え

経営安定化のための資金／事業保障資金／死亡退職金・弔慰金

死亡保険金・高度障害保険金・生活障害保険金を経営の存続に必要な資金としてご活用いただけます。

	このようなときにお支払いします	お支払金
	死亡されたとき	死亡保険金
	所定の高度障害状態に該当されたとき	高度障害保険金
	死亡されたとき	死亡保険金*1
	次のいずれかの状態に該当された場合	生活障害保険金*1
	所定の急性心筋梗塞・所定の脳卒中により60日以上、所定の状態が継続したとき	
	所定の不慮の事故により180日以内に所定の障害状態に該当されたとき	
	所定の要介護状態に該当され、180日継続したと医師によって診断確定されたとき	
	所定の高度障害状態に該当されたとき	

*1 生活障害保障型通減定期保険特約の保険金などのお支払金額は、残存年数が6年以上の保険年度の場合は「基準保険金額×残存年数」、残存年数が5年以下の保険年度の場合は「基準保険金額×5」となります。（残存年数とは、各保険年度における年単位の契約応当日からこの特約の保険期間の満了の日までの年数とします。）

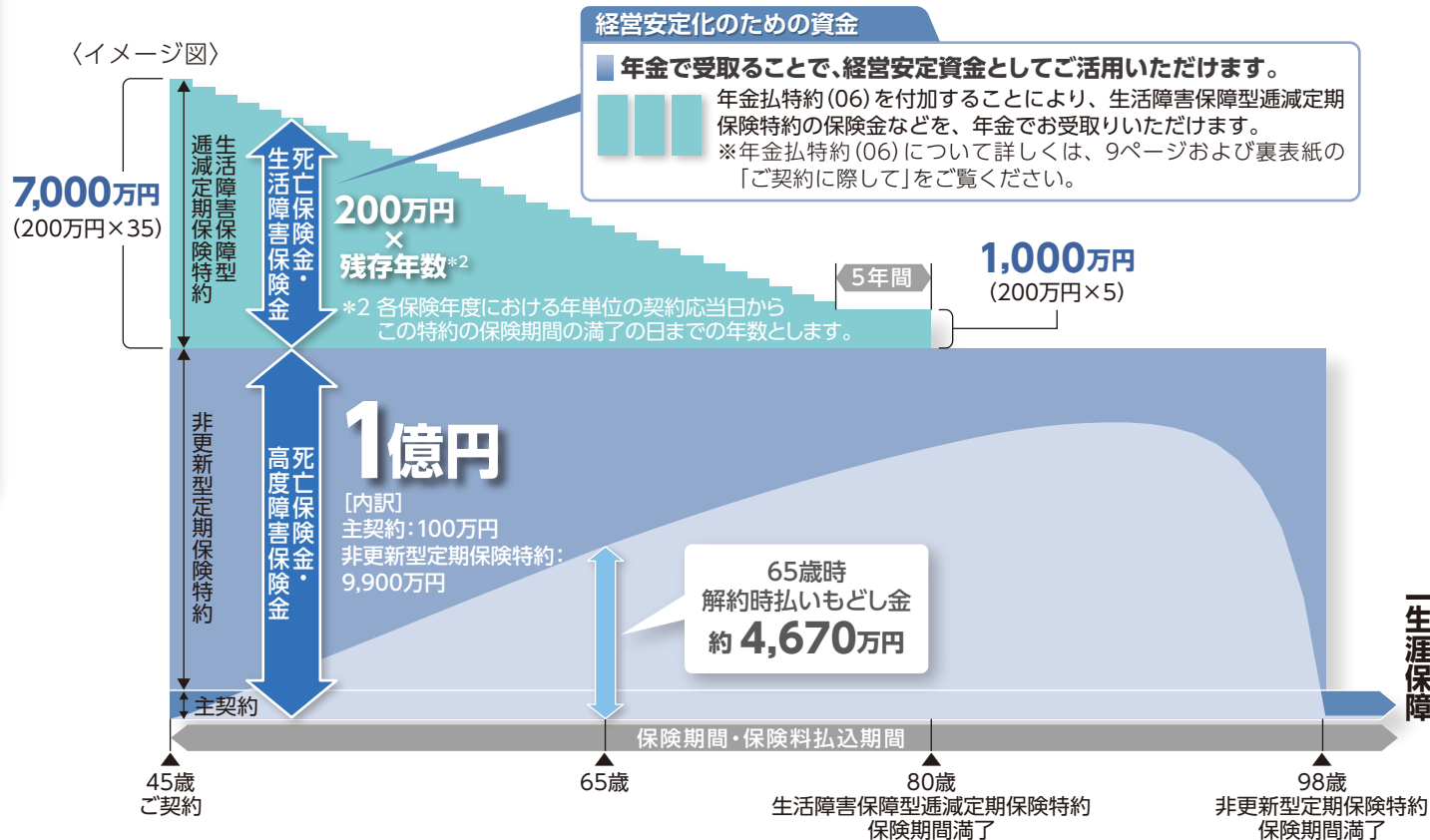
※無配当終身保険および非更新型定期保険特約について、死亡保険金、高度障害保険金は重複してお支払いすることはありません。また、高度障害保険金をお支払いしたときは、高度障害保険金のお支払事由に該当されたときからご契約は消滅し、以後の保障はなくなります。

※生活障害保障型通減定期保険特約について、死亡保険金、生活障害保険金は重複してお支払いすることはありません。また、生活障害保険金をお支払いしたときは、生活障害保険金のお支払事由に該当されたときからこの特約は消滅し、以後の保障はなくなります。

❗ 所定の急性心筋梗塞・所定の脳卒中、所定の障害状態、所定の要介護状態および所定の高度障害状態について詳しくは、14ページの「ご契約に際して」をご覧ください。

【ご契約例】生活障害保障型通減定期保険特約・98歳満了非更新型定期保険特約付無配当終身保険
ご契約者：法人 被保険者：経営者（45歳・男性） 保険金の受取人：法人

主契約・特約	保険期間・保険料払込期間	保険金額・基準保険金額	年払保険料
無配当終身保険	終身	保険金額：100万円	31,807円
非更新型定期保険特約	98歳満了	保険金額：9,900万円	2,809,521円
生活障害保障型通減定期保険特約	80歳満了	基準保険金額：200万円	465,214円
年金払特約（06）	年金の型：確定年金定額型／年金支払期間：3年	—	—
			合計 3,306,542円



役員退職慰労金

解約時払いもどし金を役員退職慰労金の財源としてご活用いただけます。

※解約されると以後の保障はなくなります。

ご契約者を経営者個人へ変更し、経営者ご自身のための保障にすることができます。

その後は、「払済終身保険」へ変更し、保険料のご負担なく保障を継続することや、一生涯の保障に代えて年金として受取ることもできます。

※払済終身保険へ変更をされた場合、保険金額は変更前より小さくなります。

※払済終身保険へ変更されると同時に生活障害保障型通減定期保険特約は消滅します。生活障害保障型通減定期保険特約の解約時払いもどし金はありません。

※詳しくは11ページをご覧ください。

不測の事態に備える資金

解約時払いもどし金を、急な資金ニーズにご活用いただくことが可能です。

※解約されると以後の保障はなくなります。

所定の条件を満たせば、保障はそのままにして資金を調達できる「契約者貸付制度」がご利用いただけます。

法人ならではのメリットも！

法人契約の場合、特約部分の保険料は損金として取扱うことができます。

- 非更新型定期保険特約の保険料：2分の1を損金として取扱うことができます。
※全期払（保険期間と保険料払込期間が同じ）の場合に限ります。
- 生活障害保障型通減定期保険特約の保険料：全額を損金として取扱うことができます。

※詳しくは12ページをご覧ください。

上記ご契約の推移表

経過 年数	年齢	98歳満了非更新型定期保険特約付 無配当終身保険 保険金額	生活障害保障型通減定期保険特約			支払保険料累計 A	解約時払いもどし金額 B	返戻率 B÷A	損金算入額 C	税軽減効果額累計 D=(C×実効税率)の累計	実質負担額 E=A-D	実質返戻率 B÷E	資産計上額 累計	解約時払いもどし金額と 資産計上額累計の差額
			一括受取額	年金額	年金受取額合計									
1年	46歳	10,000万円	7,000万円	2,334万円	7,002万円	3,306,542円	1,613,300円	48.7%	1,869,974円	632,051円	2,674,491円	60.3%	1,436,568円	176,732円
3年	48歳	10,000万円	6,600万円	2,200万円	6,601万円	9,919,626円	6,545,800円	65.9%	1,869,974円	1,896,153円	8,023,473円	81.5%	4,309,704円	2,236,096円
5年	50歳	10,000万円	6,200万円	2,067万円	6,201万円	16,532,710円	11,398,300円	68.9%	1,869,974円	3,160,255円	13,372,455円	85.2%	7,182,840円	4,215,460円
10年	55歳	10,000万円	5,200万円	1,733万円	5,201万円	33,065,420円	23,224,600円	70.2%	1,869,974円	6,320,510円	26,744,910円	86.8%	14,365,680円	8,858,920円
15年	60歳	10,000万円	4,200万円	1,400万円	4,201万円	49,598,130円	35,117,200円	70.8%	1,869,974円	9,480,765円	40,117,365円	87.5%	21,548,520円	13,568,680円
20年	65歳	10,000万円	3,200万円	1,066万円	3,200万円	66,130,840円	46,700,200円	70.6%	1,869,974円	12,641,020円	53,489,820円	87.3%	28,731,360円	17,968,840円
25年	70歳	10,000万円	2,200万円	733万円	2,200万円	82,663,550円	56,783,500円	68.6%	1,869,974円	15,801,275円	66,862,275円	84.9%	35,914,200円	20,869,300円
35年	80歳	10,000万円	1,000万円	333万円	1,000万円	115,728,970円	73,335,100円	63.3%	5,254,170円	26,697,217円	89,031,753円	82.3%	36,743,096円	36,592,004円
36年	81歳	10,000万円	0円	0円	0円	118,570,298円	74,677,200円	62.9%	4,788,956円	28,315,884円	90,254,414円	82.7%	34,795,468円	39,881,732円
45年	90歳	10,000万円	0円	0円	0円	144,142,250円	79,544,400円	55.1%	4,788,956円	42,883,887円	101,258,363円	78.5%	17,266,816円	62,277,584円
53年	98歳	10,000万円	0円	0円	0円	166,872,874円	934,500円	0.5%	4,788,977円	55,833,230円	111,039,644円	0.8%	1,685,771円	-751,271円

※実質返戻率は、解約時払いもどし金のお受取りにより生じる課税関係について考慮していません。

※経過年数とはご契約日から起算した年数です。各数値は年単位の保険料が全額払込まれたことを前提とし、各保険年度の最後の日を基準に計算しています。保険年度は、ご契約日からその日を含めて満1ヵ年が第1保険年度、以下順次、第2保険年度、第3保険年度となります。また、数値に端数が発生した場合は表示単位未満を切捨て（資産計上額累計については切上げて）表示しています。

※解約されると以後の保障はなくなります。

※年金額はご契約時に定まるものではありません。例示している年金額は、2018年1月時点の基礎率など（予定利率など）にもとづき算出したものです。実際の年金額は年金基金設定日時点の基礎率などにより新たに計算されますので、経済情勢などにより、基礎率などが変更された場合には、例示している年金額を下回る可能性があります。

※非更新型定期保険特約部分の解約時払いもどし金額は、非更新型定期保険特約の保険期間満了時に0円となります。また、生活障害保障型通減定期保険特約の解約時払いもどし金はありません。

※上記ご契約の推移表は、「法人税基本通達9-3-4、9-3-5、9-3-6」、「平成20年2月28日付課法2-3 課審5-18」、および「平成13年11月国税庁質疑応答回答『解約返戻金のない定期保険の取扱い』」が適用されたものとして計算しています。

記載の税務についてのお取扱い、2017年10月現在の税制にもとづいた一般的なお取扱いをご案内しているものであり、実際のお取扱いとは異なる場合があります。また、このお取扱いは、将来変更される可能性があります。個別の税務などについて、詳しくは、所轄の税務署などに必ずご確認ください。

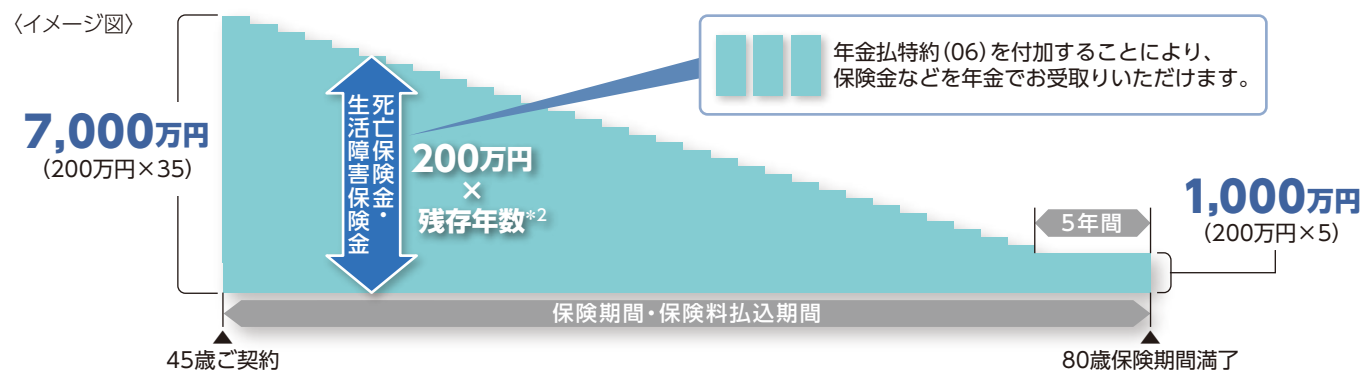
生活障害保障型逡減定期保険特約を付加すると、 「経営安定化のための資金」を合理的に準備できます。



生活障害保障型逡減定期保険特約

生活障害保障型逡減定期保険特約

特長 1	割安*1な保険料で、「 万一の事態 」と所定の「 就業不能状態 」に備えることができます。 *1 この特約は、解約された場合の払いもどし金がありませんので、その分保険料が割安です。	アクサ メディカル アシスタンス サービス 生活障害保障型逡減定期保険特約をご契約されると、すべてのサービスをご利用いただけます。 法人契約の場合、「 メンタルサポートサービス 」もご利用いただけます。 ※詳しくは「アクサメディカルアシスタンスサービスのご案内」のパンフレットをご覧ください。
特長 2	保険期間の経過とともに保険金額が 逡減 するので、借入金の返済や後継者の成長にあわせた 合理的な保障 が得られます。	
特長 3	年金払特約(06)を付加することにより、保険金などを 年金で受取る ことができます。	
保障内容	【ご契約例】 ご契約者：法人 被保険者：経営者(45歳・男性) 保険金の受取人：法人 ・生活障害保障型逡減定期保険特約 ●保険期間・保険料払込期間：80歳満了 ●基準保険金額：200万円 ●年払保険料：465,214円 ・年金払特約(06) ●年金の型：確定年金定額型 ●年金支払期間：3年	



生活障害保険金	死亡保険金
次のいずれかの状態に該当された場合には、「 生活障害保険金 」をお支払いします。	生活障害保険金を受取ることなく亡くなられた場合には、「 死亡保険金 」をお支払いします。
所定の急性心筋梗塞・所定の脳卒中により60日以上、所定の状態が継続したとき 所定の要介護状態*3に該当され、180日継続したと医師によって診断確定されたとき	所定の不慮の事故により180日以内に所定の障害状態に該当されたとき 所定の高度障害状態に該当されたとき

*2 残存年数とは、各保険年度における年単位の契約応当日からこの特約の保険期間の満了の日までの年数とします。保険金などのお支払金額は、残存年数が6年以上の保険年度の場合は「基準保険金額×残存年数」、残存年数が5年以下の保険年度の場合は「基準保険金額×5」となります。

*3 所定の要介護状態とは、概ね公的介護保険における要介護4程度に相当する状態をいいますが、あくまで目安であり、この特約のお支払事由に該当しているかどうかはアクサ生命が定める基準により判定されます。公的介護保険における要介護4に該当しても、アクサ生命の支払基準を満たさない場合があります。なお、ここでの公的介護保険の認定基準は2017年10月現在の認定基準にものとついたものです。アクサ生命の支払基準について詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

※この特約の死亡保険金、生活障害保険金は重複してお支払いすることはありません。また、生活障害保険金をお支払いしたときは、生活障害保険金のお支払事由に該当されたときからこの特約は消滅し、以後の保障はなくなります。

※生活障害保障型逡減定期保険特約について詳しくは、14ページの「ご契約に際して」をご覧ください。

① 所定の急性心筋梗塞・所定の脳卒中、所定の障害状態、所定の要介護状態および所定の高度障害状態について詳しくは、14ページの「ご契約に際して」をご覧ください。

年金払特約(06) 生活障害保障型逡減定期保険特約のみに付加する特則付

特長 1	年金払特約(06)を付加することにより、生活障害保障型逡減定期保険特約の保険金などの 全部または一部を年金でお受取り になることができます。 ※[生活障害保障型逡減定期保険特約のみに付加する特則]が適用されますので、主契約および主契約に付加されるその他の特約には年金払特約(06)は付加されません。
特長 2	年金は、 3・4・5・10年の確定年金定額型 からお選びいただけます。
特長 3	年金で受取る場合の、 税務上のメリット もあります。 主契約のご契約時にこの特約を付加することにより、 年金を受取る都度 、その金額を雑収入として益金に計上できます。 ※年金支払期間などを変更した場合は、複数年度にわたって雑収入として益金に計上することが認められない場合があります。その場合は、初回年金受取時の未払年金の現価の全額を、初年度の雑収入として益金に計上します。

※年金払特約(06)について詳しくは、裏表紙の「ご契約に際して」をご覧ください。

記載の税務についてのお取扱い、2017年10月現在の税制にものとついた一般的なお取扱いをご案内しているものであり、実際のお取扱いとは異なる場合があります。また、このお取扱いは、将来変更される可能性があります。個別の税務などについて、詳しくは、所轄の税務署などに必ずご確認ください。

お支払例



98定期付終身保険



生活障害保障型逡減定期保険特約

【ご契約例】 生活障害保障型逡減定期保険特約・98歳満了非更新型定期保険特約付無配当終身保険
ご契約者：法人 被保険者：経営者(45歳・男性) 保険金の受取人：法人

主契約・特約	保険期間・保険料払込期間	保険金額・基準保険金額	年払保険料
無配当終身保険	終身	保険金額：100万円	31,807円
非更新型定期保険特約	98歳満了	保険金額：9,900万円	2,809,521円
生活障害保障型逡減定期保険特約	80歳満了	基準保険金額：200万円	465,214円
年金払特約(06)	年金の型：確定年金定額型／年金支払期間：3年	—	—
合計			3,306,542円

45歳ご契約

(イメージ図)

死亡保険金・生活障害保険金 200万円 × 残存年数

生活障害保障型逡減定期保険特約

死亡保険金・高度障害保険金 1億円

98歳満了非更新型定期保険特約付無配当終身保険

解約時払いもどし金

ケース1 亡くなられた場合 (生活障害保障型逡減定期保険特約の残存年数：25年の場合)

●死亡保険金<無配当終身保険>.....	100万円
●死亡保険金<非更新型定期保険特約>.....	9,900万円
●死亡保険金<生活障害保障型逡減定期保険特約>200万円 × 25年(残存年数).....	5,000万円
1年目... 約11,667万円	2年目... 約1,667万円
3年目... 約1,667万円	受取額合計... 約15,001万円

ケース2 交通事故で脊髄を損傷して下半身まひとなり、医師から「両下肢は完全まひで回復の見込みがない」と診断された場合 (生活障害保障型逡減定期保険特約の残存年数：21年の場合)

●高度障害保険金<無配当終身保険>.....	100万円
●高度障害保険金<非更新型定期保険特約>.....	9,900万円
●生活障害保険金<生活障害保障型逡減定期保険特約>200万円 × 21年(残存年数).....	4,200万円
1年目... 約11,400万円	2年目... 約1,400万円
3年目... 約1,400万円	受取額合計... 約14,201万円

ケース3 「急性心筋梗塞」と診断され、初診日より60日以上経過しても労働制限が必要であると医師によって診断された場合 (生活障害保障型逡減定期保険特約の残存年数：15年の場合)

●生活障害保険金<生活障害保障型逡減定期保険特約>200万円 × 15年(残存年数).....	3,000万円
1年目... 約1,000万円	2年目... 約1,000万円
3年目... 約1,000万円	受取額合計... 約3,000万円

ケース4 ケース3によって生活障害保険金をお受取りになり、その後亡くなられた場合

●死亡保険金<無配当終身保険>.....	100万円
●死亡保険金<非更新型定期保険特約>.....	9,900万円
受取額合計... 10,000万円*	

*非更新型定期保険特約の保険期間満了後に亡くなられた場合の死亡保険金額は、無配当終身保険の保険金額のみとなります。

※記載の数値は表示単位未満を切捨てて表示しています。

※年金額はご契約時に定まるものではありません。例示している年金額は、2018年1月時点の基礎率など(予定利率など)にもとづき算出したものです。実際の年金額は年金基金設定日時点の基礎率などにより新たに計算されますので、経済情勢などにより、基礎率などが変更された場合には、例示している年金額を下回る可能性があります。

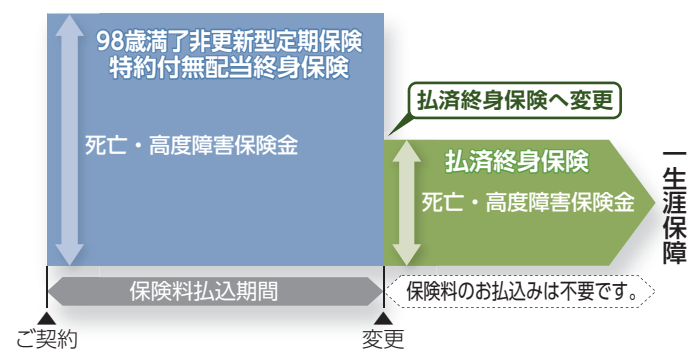
ご勇退後には、経営者ご自身のセカンドライフのために ご活用いただくこともできます。

たとえば、ご勇退時に、ご契約者を「法人」から「経営者個人」に契約者変更することで、経営者ご自身のための保障にすることができます。

その後は、「払済終身保険」へ変更し、保険料を負担することなく個人の保障としてご契約を継続することや、保障に代えて年金でのお受取りに変更し、ご勇退後の生活資金としてご活用いただくこともできます。

保障は継続 払済終身保険への変更

保険料のお払込みを中止し、払いもどし金をもとにして、一生涯保障が続く払済の終身保険へ変更することができます。(被保険者の健康状態にかかわらず、変更できます。)ただし、保険金額は変更前より小さくなります。



※変更後の保険金額は払いもどし金額によって定めます。

※生活障害保障型通減定期保険特約を付加されている場合、払済終身保険へ変更されると同時に生活障害保障型通減定期保険特約は消滅します。生活障害保障型通減定期保険特約の解約時払いもどし金はありません。

※払済終身保険への変更について詳しくは、裏表紙の「ご契約に際して」をご覧ください。

契約者変更した場合の税務取扱い

ご勇退時に、ご契約者を「法人」から「経営者個人」に契約者変更した場合、保険契約上のすべての権利が経営者個人に譲渡されます。この場合、保険契約の権利の価額は、変更時の解約時払いもどし金相当額で評価され、経営者個人の退職所得(収入金額)に合算し、所得税の課税対象となります。

■退職所得の金額の計算

退職所得は他の所得と分離して所得税額を計算します。

$$\text{退職所得の金額} = \left(\text{収入金額 (源泉徴収される前の金額)} - \text{退職所得控除額}^{*1} \right) \times \frac{1}{2}^{*2}$$

*1 退職所得控除額は次のように計算します。

- 勤続年数が20年以下の場合
40万円 × 勤続年数 (1年未満切上げ)
※80万円に満たない場合は80万円

- 勤続年数が20年超の場合
800万円 + 70万円 × (勤続年数 (1年未満切上げ) - 20年)

*2 勤続年数5年以下の法人役員などの退職所得については、2013年分の所得より2分の1課税は適用されません。

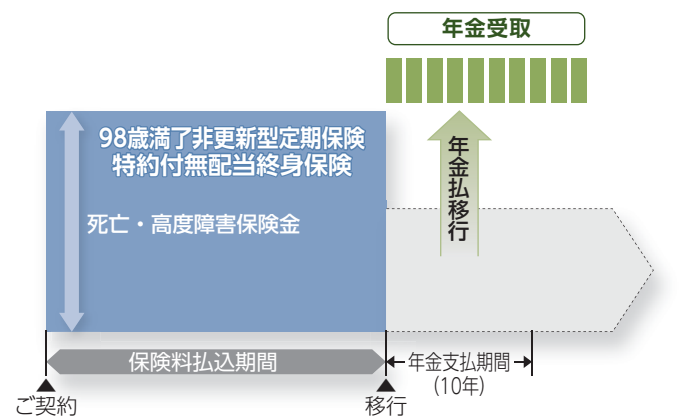
【関係法令・通達】「所得税法第22条」、「所得税法第30条」、および「所得税基本通達36-37」

※2013年1月1日から2037年12月31日までの各年分の基準所得税額が、復興特別所得税の課税対象となります。

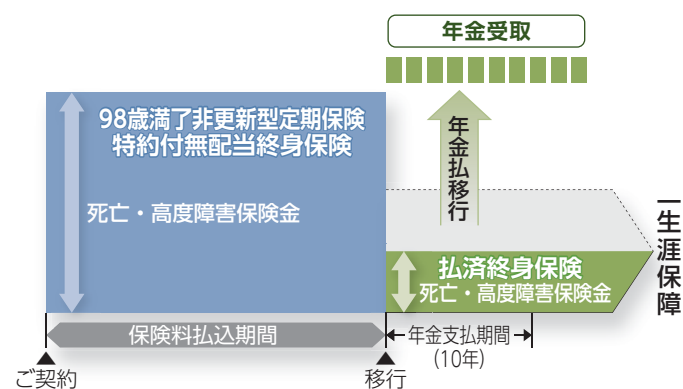
年金で受取る 年金払移行特約

払済終身保険へ変更した後に、「年金払移行特約」を中途付加すると、ご契約の全部または一部を、一生涯の保障に代えて年金として受取ることもできます。

■10年確定年金に全部を移行した場合



■10年確定年金に一部を移行した場合



※移行部分については、以後の死亡・高度障害保障はなくなります。
※上図は、払済終身保険へ変更と同時に、確定年金に移行した場合です。確定年金のほか、10年保証期間付終身年金への移行のお取扱いもあります。

※年金払移行特約の中途付加にはアクサ生命所定の要件があります。
※年金額はご契約時に定まるものではありません。将来お受取りになる年金額は年金支払開始日時点の基礎率など(予定利率、予定死亡率など)にもとづいて計算され算出されるものです。

※年金払移行特約について詳しくは、裏表紙の「ご契約に際して」をご覧ください。

経理処理について(法人契約の場合)

【ご契約例】 ご契約者：法人 被保険者：経営者(45歳・男性) 保険金の受取人：法人

主契約・特約	保険期間・保険料払込期間	保険金額・基準保険金額	年払保険料
無配当終身保険	終身	保険金額：100万円	31,807円
非更新型定期保険特約	98歳満了	保険金額：9,900万円	2,809,521円
生活障害保障型通減定期保険特約	80歳満了	基準保険金額：200万円	465,214円
年金払特約(06)	年金の型：確定年金定額型／年金支払期間：3年		—
			合計 3,306,542円

保険料支払時

■全期払の保険料の取扱い

契約形態			主契約の保険料	非更新型定期保険特約の保険料		生活障害保障型通減定期保険特約の保険料
ご契約者	被保険者	保険金の受取人		保険期間最初の6/10期間*1	保険期間残りの4/10期間	
法人	役員	法人	資産計上(保険積立金)	1/2...損金算入(支払保険料) 1/2...資産計上(長期前払保険料)	損金算入さらに、最初の6/10期間で資産計上された金額を残りの期間の経過に応じて均等に損金算入する。	全額損金算入(支払保険料)

*1 資産計上(前払い)期間の算出にあたり1年未満の端数がある場合には、端数を切捨てた期間とします。

【関係法令・通達等】「法人税基本通達9-3-4、9-3-5、9-3-6」、「平成20年2月28日付課法2-3 課審5-18」、および「平成13年11月国税庁質疑応答回答「解約返戻金のない定期保険の取扱い」」

短期払(払込期間が保険期間より短い場合)の場合は非更新型定期保険特約の保険料の経理処理が異なります。
短期払の場合は、非更新型定期保険特約の保険料に払込期間を乗じたもの(総払込保険料)を保険期間で按分し(当期保険料)、これについて上記の経理処理を行います。実際に支払った保険料と期間按分した保険料(当期保険料)の差額は長期前払保険料として資産計上します。

■保険料を払込まれたとき

初回保険料：3,306,542円

借方		貸方	
支払保険料	1,869,974円	現金・預金	3,306,542円
保険積立金	31,807円		
長期前払保険料	1,404,761円		

保険金受取時

■ご契約から10年経過時に亡くなられ、死亡保険金をお受取りの場合

- 無配当終身保険の死亡保険金額：1,000,000円
- 非更新型定期保険特約の死亡保険金額：99,000,000円
- 生活障害保障型通減定期保険特約の死亡保険金額：
52,000,000円(2,000,000円×26年(残存年数*2))
1年目の年金額：17,338,360円*3

*2 各保険年度における年単位の契約応当日から生活障害保障型通減定期保険特約の保険期間の満了の日までの年数とします。

*3 年金額はご契約時に定まるものではありません。例示している年金額は、2018年1月時点の基礎率など(予定利率など)にもとづき算出したものです。実際の年金額は年金基金設定日時点の基礎率などにより新たに計算されますので、経済情勢などにより、基礎率などが変更された場合には、例示している年金額を下回る可能性があります。

ご解約時

■ご契約から10年経過時に解約された場合

解約時払いもどし金額：23,224,600円

借方		貸方	
現金・預金	23,224,600円	保険積立金	318,070円
		長期前払保険料	14,047,610円
		雑収入	8,858,920円

※上記例は、保険料の未経過分はないものとして記載しています。保険料の未経過分がある場合は、上記と異なる場合があります。

11・12ページに記載の税務についてのお取扱いは、2017年10月現在の税制にもとづいた一般的なお取扱いをご案内しているものであり、実際のお取扱いとは異なる場合があります。また、このお取扱いは、将来変更される可能性があります。個別の税務などについて、詳しくは、所轄の税務署などに必ずご確認ください。

Q₁ 生活障害保障型通減定期保険特約の「所定の要介護状態」とはどのような状態のことですか？

A

生活障害保障型通減定期保険特約の「**所定の要介護状態**」とは、概ね公的介護保険における**要介護4程度***に相当する状態をいい、具体的には次の①②のいずれかの状態をいいます。

生活障害保障型通減定期保険特約の生活障害保険金のお支払いには、所定の要介護状態が、その該当した日からその日を含めて継続して180日あることを医師によって診断確定されることが必要です。

① 常時寝たきり状態で、a に該当し、かつ b～e のうち2項目以上に該当して他人の介護を要する状態



② 器質性認知症と診断確定され、意識障害のない状態において見当識障害があり、かつ、他人の介護を要する状態

※アルツハイマー病や脳卒中などにより脳に障害をきたし、意識がはっきりしているときでも時間・場所・人物の認識ができなくなり、かつ、他人の介護が必要な状態をいいます。詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

*あくまで目安であり、生活障害保障型通減定期保険特約のお支払事由に該当しているかどうかはアクサ生命が定める基準により判定されます。公的介護保険における要介護4に該当しても、アクサ生命の支払基準を満たさない場合があります。なお、ここでの公的介護保険の認定基準は2017年10月現在の認定基準にもとづいたものです。アクサ生命の支払基準について詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

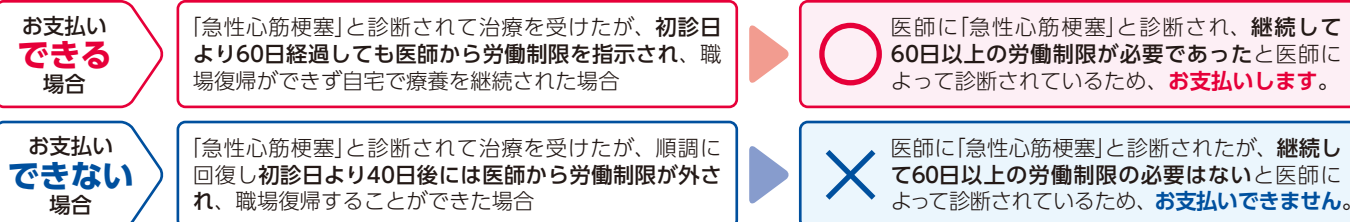
Q₂ 急性心筋梗塞・脳卒中で生活障害保障型通減定期保険特約の生活障害保険金を支払われるケースを教えてください。

A

急性心筋梗塞は虚血性心疾患のうち、**急性心筋梗塞・再発性心筋梗塞**、**脳卒中は脳血管疾患のうち、くも膜下出血・脳内出血・脳梗塞**が対象となり、次の状態に該当されたときに生活障害保障型通減定期保険特約の生活障害保険金をお支払いします。

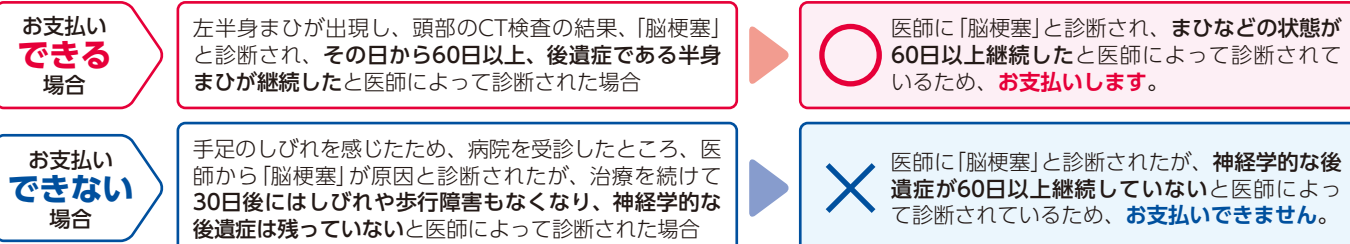
所定の急性心筋梗塞(虚血性心疾患のうち、急性心筋梗塞・再発性心筋梗塞)

責任開始期以後の疾病により所定の急性心筋梗塞を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断されたときに、生活障害保険金をお支払いします。



所定の脳卒中(脳血管疾患のうち、くも膜下出血・脳内出血・脳梗塞)

責任開始期以後の疾病により所定の脳卒中を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、まひなどの他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたときに、生活障害保険金をお支払いします。



ご契約に際して

■ 契約年齢について

●5歳～80歳

※契約年齢とは、ご契約日における被保険者の年齢のことをいいます。

■ 保険期間について

●無配当終身保険(主契約)：終身

●非更新型定期保険特約：98歳満了

●生活障害保障型通減定期保険特約：
55歳／60歳／65歳／70歳／75歳／80歳満了

■ 保険料払込期間について

●98歳満了非更新型定期保険特約付無配当終身保険：
55歳／60歳／65歳／70歳満了、終身

●生活障害保障型通減定期保険特約・98歳満了非更新型定期保険特約付無配当終身保険：
55歳／60歳／65歳／70歳満了、終身

■ 保険料払込方法について

●月払／半年払／年払

契約年齢により、保険料払込期間、生活障害保障型通減定期保険特約の保険期間のお取扱いが異なりますので、詳しくはアクサ生命の担当者におたずねください。

■ 主契約、非更新型定期保険特約について

お支払金	お支払事由
死亡保険金	死亡されたとき
高度障害保険金	責任開始期以後の傷害または疾病により所定の高度障害状態に該当されたとき

- 所定の高度障害状態については、「生活障害保障型通減定期保険特約について」をご覧ください。
- 死亡保険金、高度障害保険金は重複してお支払いすることはありません。
- 高度障害保険金をお支払いしたときは、所定の高度障害状態に該当されたときからご契約は消滅します。

■ 生活障害保障型通減定期保険特約について

お支払金	お支払事由	お支払額
死亡保険金	死亡されたとき	死亡された日の保険金額
生活障害保険金	次のいずれかに該当されたとき (1) 責任開始期以後の傷害または疾病により所定の高度障害状態に該当されたとき (2) 責任開始期以後の傷害または疾病により所定の要介護状態に該当したと医師によって診断確定されたとき*1 (3) 次のいずれかに該当されたとき ・所定の急性心筋梗塞を発病し、所定の状態が継続したとき*2 ・所定の脳卒中を発病し、所定の状態が継続したとき*3 (4) 責任開始期以後に発生した所定の不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に所定の障害状態に該当されたとき	生活障害保険金のお支払事由に該当された日の保険金額

*1 所定の要介護状態が、その該当した日からその日を含めて継続して180日あることを医師によって診断確定されたことを要します。

*2 責任開始期以後の疾病により所定の急性心筋梗塞を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断されたとき。

*3 責任開始期以後の疾病により所定の脳卒中を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺などの他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき。

●この特約のお支払金額は、次のとおりです。

- ・残存年数*4が6年以上の保険年度における保険金額
基準保険金額×残存年数*4
- ・残存年数*4が5年以下の保険年度における保険金額
基準保険金額×5

*4 各保険年度における年単位の契約応当日からこの特約の保険期間の満了の日までの年数とします。

※基準保険金額は、この特約を付加される際に、ご契約者のお申出によって定めた金額とします。

- 死亡保険金、生活障害保険金は重複してお支払いすることはありません。
- 生活障害保険金をお支払いしたときは、生活障害保険金のお支払事由に該当されたときから、この特約は消滅します。

① 所定の高度障害状態は、約款に定められた次の状態をいいます。

1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

② 所定の要介護状態は、約款に定められた次のいずれかの状態をいいます。

1. 常時寝たきり状態で、下表のaに該当し、かつ、下表のb～eのうち2項目以上に該当して他人の介護を要する状態

- a. ベッド周辺の歩行が自分ではできない。
- b. 衣服の着脱が自分ではできない。
- c. 入浴が自分ではできない。
- d. 食物の摂取が自分ではできない。
- e. 大小便の排泄後の拭き取り始末が自分ではできない。

2. 器質性認知症と診断確定され、意識障害のない状態において見当識障害があり、かつ、他人の介護を要する状態

③ 所定の急性心筋梗塞・所定の脳卒中は、約款に定められた次の疾病となります。

急性心筋梗塞	虚血性心疾患のうち、急性心筋梗塞・再発性心筋梗塞
脳卒中	脳血管疾患のうち、くも膜下出血・脳内出血・脳梗塞

④ 所定の障害状態は、約款に定められた次の状態をいいます。

1. 1眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの
3. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの
4. 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
5. 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
6. 10手指の用を全く永久に失ったもの
7. 1手の5手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4手指を失ったもの
8. 10足指を失ったもの